

加盟団体及び地方ブロック連盟の処分に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）加盟団体規程第25条第2項の規定により、同規程25条第1項に該当する加盟団体及び地方ブロック連盟に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、日連の加盟団体及び地方ブロック連盟に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 処分の対象となる事案又は対象のおそれのある事案（以下「当該事案」という。）に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 倫理・資格審査委員会は、当該事案が発生したときは、当該事案の原因となった団体（以下「当該団体」という。）に対し、調査を行うものとする。
- (2) 倫理・資格審査委員会は、前号の調査に基づき審議し、当該事案が処分の対象となると判断したときは当該団体に対する処分案を作成し理事会へ上程する。
- (3) 倫理・資格審査委員会での審議においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合又は当該団体が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りでない。
- (4) 処分案のうち、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定し、退会は理事会での決議後、総会で決定するものとする。

(処分の決定)

第4条 次条に定める処分は、前条の手続きを経て次のとおり決定する。但し、利害関係者を有する倫理・資格審査委員会委員、理事、正会員は、処分の決定に加わることはできないものとする。

- (1) 注意、勧告及び資格停止は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- (2) 退会は、理事会出席理事の3分の2以上の同意及び総会総議決権の3分の2以上の同意により決定する。

第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 注意

口頭又は書面により、是正、改善を求める。

(2) 勧告

書面により、是正、改善並びに改善計画書の提出を求める。

(3) 資格停止

書面での通知をもって、一定期間、日連加盟団体規程に定める加盟団体及び地方ブロック連盟としての権利等を停止する。

なお、資格停止の具体例は次のとおりとする。

ア 事業

(ア) 日連各種事業への参画

日連主催共催行事等

(イ) 大会名義の使用

主催、共催、主管、後援等

イ 役員

(ア) 加盟団体を代表する者（正会員）の選任

(イ) 理事、監事候補者の推挙

(ウ) 当該団体から推挙された役員・専門部・専門委員等の日連が主催、共催等により開催する競技会、事業への出席

(エ) 当該団体から推挙された役員・専門部・専門委員等の日連が開催する会議体委への出席

ウ 推薦、派遣

(ア) 日連から世界、国際、アジア大会等への選手及び指導者派遣

(イ) 日連から関連団体への各種推薦（表彰も含む）

(4) 退会

書面での通知をもって、当該加盟団体を日連から退会させる。

第4章

(不服申立)

第6条 加盟団体規程第26条の規定により、当該団体が日連の決定した処分に不服があるときは、日連及び当該団体は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「特定調停合意による基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則」に基づくスポーツ調停手続きにより解決するものとする。

第5章 その他

(その他)

第7条 この基準に定める事項以外の事項については、別途倫理・資格審査委員会で協議の上、理事会において決定する。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、理事会及び総会の決議を経て行う。

附 則

その基準は、令和5年3月12日から施行する。